

議員提出議案第 1 号

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和3年10月28日提出

伊賀南部環境衛生組合議会議員  
同

吉住美智子  
中谷一彦

理 由

女性をはじめとする多様な人材の組合議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議への欠席の事由に係る規定を整備するとともに、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、組合議会に対する請願に係る押印を求める手続に係る規定の見直しを図るため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

## 伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第70条第1項中「用い」を「用いて」に、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければ」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければ」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。